

豊田市

事業転換サポート補助金

商業への新分野展開、事業・業種転換、業態転換、又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します！

対象者

以下の全てを満たす方

- ①市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ②豊田商工会議所又は市内商工会等の会員

補助率

50%

補助金額

上限 100万円

補助対象事業のイメージ

飲食業

喫茶店経営

- 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

- 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

サービス業

美容室

- 店舗での営業を縮小し、移動が難しい高齢者向けに、訪問美容サービスを新たに開始。

※補助対象事業の詳細は裏面をご参照ください

補助対象経費

機械装置・システム構築費、クラウドサービス利用費、外注費

申請の流れ

- ①採択申請書類の作成
- ②所属する団体へ事業実態等確認書の発行依頼
- ③市へ採択申請書一式を提出 **※令和4年5月13日（金）まで**
- ④審査会による審査
- ⑤交付申請書の提出 **※採択された場合のみ**
- ⑥事業の実施
- ⑦実績報告書の提出
- ⑧補助金請求書提出

申請期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月13日（金）まで

補助対象事業

市内において新たに実施する商業への新分野展開、事業・業種転換、業態転換又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築

新分野展開

主たる**業種**又は主たる**事業**を変更することなく、新たな商品又はサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。

事業転換

新たな商品又はサービスを提供することにより、主たる**業種**を変更することなく、主たる**事業**を変更することをいう。

業種転換

新たな商品又はサービスを提供することにより、主たる**業種**を変更することをいう。

業態転換

商品又はサービスの提供方法を相当程度変更することをいう。

※補助対象事業の該当要件は「豊田市事業転換サポート補助金交付要領」ご参照ください

用語の意義

・商業

…日本標準産業分類における「F.電気・ガス・熱供給・水道業」から「R.サービス業（他に分類されないもの）」に分類される産業

・主たる**業種**

…売上高構成比率の最も高い事業が属する、日本標準産業分類に基づく**大分類の産業**

・主たる**事業**

…売上高構成比率の最も高い事業が属する、日本標準産業分類に基づく**中分類以下の産業**

採択審査における加点項目

以下の項目に当てはまる申請に対して加点評価を行います

- ・豊田市商業アドバイザー派遣における助言内容を実行する事業
- ・最近1か月間の売上高が20%以上減少
- ・藤岡、小原、足助、下山、旭、稻武地区で主として行う事業
- ・国の事業再構築補助金の不採択事業
- ・小規模企業者が実施する事業

※加点に必要な追加書類等は「豊田市事業転換サポート補助金交付要領」ご参照ください

お問合せ

豊田市役所 商業観光課 TEL 0565-34-6642

FAX 0565-35-4317

8:30~17:15 (土日祝を除く)

場所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60 豊田市役所西庁舎7階

Eメール shoukan@city.toyota.aichi.jp